

平成28年度第3回「京都市生活安全施策審議会」摘録

1 日時

平成28年10月25日（火） 10時～11時20分

2 場所

ホテル本能寺 西館5階 醍醐ホール

3 出席者（17名出席，3名欠席）

石本委員，井上（恵）委員，井上（摩）委員，今野委員，宇津委員，澤井委員，菅原（邦）委員，菅原（啓）委員，土山委員，椿原委員，所委員（副会長），富田委員，成田委員（会長），富名腰委員，松村委員，三木（澄）委員，水原委員

4 摘録

（1）開会挨拶

成田会長

皆様，おはようございます。

本日は雨模様の中，またお忙しいなか御出席いただき，ありがとうございます。

審議会の活動は，今年度3回目となります。

本日は，前回の中間見直し後の基本計画の素案イメージに基づき御意見いただいた内容を踏まえ，作成しました基本計画（案）等について，御議論いただきます。

そして，本日の審議会で出た御意見を反映させたいうえで，広く市民の意見を聴くために，パブリック・コメントを実施していく予定でございます。

中間見直しも佳境に入っておりますので，本日も，活発な御議論をどうぞ宜しくお願い致します。

（※配布資料確認）

（※委員紹介）

（2）定足数確認

事務局

委員総数20名のうち，出席者17名で，委員総数の過半数を超えていることから，生活安全条例第10条第3項の規定により会議が成立していることを確認いたします。

（3）議題

事務局

生活安全条例第10条第2項の規定により成田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

成田会長

議事進行につきまして、皆様ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、まず、生活安全施策に関する計画として、第1回審議会で御報告しておりました、第10次京都市交通安全計画（案）について、御説明いただきます。

そして、パブリック・コメントの確認として、基本計画の改訂版（案）について、説明いただき、御意見・御議論いただきたいと存じます。

それでは、事務局から議題（1）の説明をお願いします。

事務局

（資料1に基づき説明）

成田会長

ありがとうございました。

第10次京都市交通安全計画（案）は、生活安全基本計画と密接に関連する計画でありまして、パブリック・コメントも、同時期に実施していく予定とのことでした。

御意見や御質問等がございましたら、宜しく願いいたします。

成田会長

御意見等ないようですので、議題（2）第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画【改訂版】（案）に進めさせていただきます。

なお、議題（2）において、議題（1）に関連する質問等ありましたら、御発言いただければと思います。

それでは、議題（2）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（資料2に基づき説明）

成田会長

ありがとうございました。

ただ今、ご説明いただきました、改訂版（案）の計画内容について、御意見・御質問等ございましたらよろしくお願い申し上げます。

三木委員

御説明ありがとうございます。詳しく説明いただきよく理解ができました。

改訂版（案）の計画の第4章「生活安全の取組方向」の各分野について、取組例を挿入さ

れるということで、分かりやすいと思いますが、この取組例というのは、現在実施している事業を実例として取り上げるということでしょうか、それとも、他府県がやっているような取組を踏まえ、今後やっていきたい事業を掲載させるのでしょうか。

また、挿入する取組例は、市民の皆様を取組例を公募する訳ではなくて、市役所の他部局の取組例を挿入するのでしょうか。

それから計画には、予算の部分の説明がなかったので、予算のことも教えていただければと思います。

成田会長

ありがとうございます。3点ご質問がございました。

第1点は、第4章「生活安全の取組方向」の取組例について、現在実施している事業なのか、これからやりたいという事業を掲載するのか。

第2点が、取組例は市内部に照会するものなのか、市民から意見をもらうものなのか。

第3点が、予算との関係を説明してもらいたいということでした。

事務局

生活安全基本計画は、今回中間見直しということでございますが、当初の5年前に策定いたしました計画におきまして、今回見直しの視点と挙げております項目について、それぞれの具体的な取組方向のなかの取組事業ということで掲載しております。

例えば、1番目の啓発人材のというところにつきましては、行政の主要な事業例としまして、5年前のものでありますが、地域コミュニティ活性化条例を制定するとか、計画を作成する、またNPO法人の関係も進めるといった、こういった具体的な一つ一つの事業を掲載しております。京都市におきましては、私ども文化市民局をはじめ、関係する各局が広く生活安全に関する施策を実施しておりますので、そういった施策を取り組んでいるところでございます。

第1回の審議会におきまして、資料として配布しております、毎年策定している生活安全実施計画において、今年度は83の事業を参照しておりますが、パグリックコメントには、この83事業をそれぞれ今回の取組方向に、割り振っていき、その中で主要な事業例というものを記載して参りたいと考えております。

そのなかで、関係局で現在実施している事業はもちろんのこと、今後どういった事業を発展させていくか、可能なものは、そういったものも含めて記載できればと考えておりますので、しばらくお時間をいただきたいと考えております。

あと、予算につきましては、実施計画のなかで、事業ごとに記載しておりますが今後関係するそれぞれの局に予算を確保していただけるように、連携を図っていきたいと考えております。

三木委員

予算に関しては、改訂版（案）に今回は、掲載をしないということですか。

事務局

基本計画は複数の期間で取り組むものであり、単年度予算の原則から、それぞれの事業について予算の掲載は控えさせていただいております。

今後、生活安全実施計画として毎年策定する際には、当該年度にどれだけの予算を確保しているということは、示してまいりたいと思っております。

今野委員

改訂版（案）の計画の第4章「生活安全の取組方向」の「犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり」で、防犯カメラの設置に対する支援などハード面の対策と記載されており、これまでも実施されていると思いますが、ある方に聞いた話ですが、防犯カメラの設置に対する補助事業については、申し込みの期間が1年のなかで決められた期間しかなく、手続きもかなり大変なものだと伺っています。また、設置した後は、自治会の会長がお決めになって設置したものの、会長が代替わりしても、維持費が掛かり困っているという事案があるという話を伺ったことがあるのですが、大体維持費はどのくらい掛かるものなのか、カメラの規模も大小様々なものがあると思いますが、大小にかかわらず維持していけるような支援となっているかお伺いしたいです。

事務局

京都市が実施しております、防犯カメラの設置促進補助事業でございますが、今お尋ねになっているのは、地域団体向けの補助事業であり、具体的には地域の自治会や自治連合会の皆様が防犯カメラを設置される際に、京都市から設置費用の一部を補助させていただくものでございます。現在は、4月当初から募集を開始いたしまして、6月までの3箇月を募集期間としております。そのなかで、1団体当たり5台が上限で、補助金につきましては、1台当たり22万5千円が上限となっており、カメラの設置に係る経費が1台当たり25,6万円ということを想定して、設置経費の9割の補助を実施しております。

実施に当たりましては、どこに具体的に設置するのかを地域の皆様で相談し、地域の自治会の総会や会議の場で合意を取っていただき、実際に見積もりを取るなどしたうえで、申請していただきます。そして、京都市で選定を行い、地域団体の皆様に設置していただくというものでございます。

設置後のランニングコストにつきましては、補助の対象外となっており、設置後の電気代や、関西電力とかN T Tの電柱等につける場合は、共架の費用が掛かってまいります。

事務局

維持管理費については、電気代が、年間2,3千円ぐらいです。あと記録用のSDカード等の経費が7,8千円掛かり、概ね年間経費としては1万円ぐらいと想定されます。

5台つけていただければ年間5万円の経費が掛かるということでございます。

今御意見いただいたような事案を初めて伺ったので地元の方から、またそういった要望を御意見いただければと思いますが、設置に当たっては、町内会の皆様の御理解と町内会のそれぞれの役員の交代時にも全て御了解いただいておりますので、自治連の会長や町内会長が独断でつけたということは、当課の事業ではあり得ません。

今野委員

4月から6月という、自治会等の交代された直後にお話をされるのは、期間が短いと思いますがいかがでしょうか。

事務局

以前は4～5月という募集期間にしていたのですが、自治連や町内会長の方々の交代が5月中に行われることもあるかと思いましたので、申し込み期間を1箇月延長させていただいたという経緯がございます。また、限られた予算の中で補助を行うこととなりますので、選定をしなければなりません。

そのため、予算を超えた申請があった場合は、犯罪の多い地域等考慮するなど京都府警察と連携しながら選定することになり、その期間が3箇月ほど要しますので、最終決定を出す時期が秋ぐらいになります。実際には、そこから地域団体の方に通知を行ったうえで、年度末までに設置していただくこととなりますので、その期間も確保しなければならない事情もあります。

なお、この補助事業については、近年は、200台以上補助の実績がある事業ですので、一定の成果や効果がある事業と認識しております。

成田会長

防犯カメラ等については、私の専門の範囲内のことであり、補足をさせていただきます。

防犯カメラの維持として電気代等が経費として掛かる課題もある一方、プライバシーの観点では、きちんと管理者をおいて、必要な範囲内での者だけが管理できる体制が必要となります。

そして、防犯効果を維持するためには、点検も必要になり、交換電池式の場合は、多く点検する必要がありますし、外部から電線で維持している場合であったとしても、一定の期間ごとに点検をしておかないと、いざ事件が発生した際に確認すると、カメラが故障している場合があります、実際の運用で課題としてあるようです。

今後、防犯カメラ補助事業において、維持費の問題やカメラの点検の問題について、調査をするなど、他の課題も含め解決に向けた検討を行っていただければと思います。

事務局

会長の御指摘のとおり、カメラを設置する際は、京都府のガイドラインに基づき、管理者・

副管理者等をきちんと定めていただくことになっております。

また、防犯カメラは監視カメラではございませんので、常に見ることができないということになっております。もし、事件が起きた時は警察が、管理者の下に捜査関係事項照会書を見せることになっておりますし、常日頃から、厳格に運用していただいております。

ランニングコストについても、検討が必要と思っており、要綱等で3年間はきちんと保管するよう定めておりますが、それ以降は町内会や自治会の判断にお任せするという状況でございます。また、今の防犯カメラは価格が低廉化しており、なおかつ、耐用年数はものによって違いますが、最低でも5、6年、長ければ10年くらい利用できると思いますので、ご指摘の点については、本市の検討課題として認識しております。

菅原（啓）委員

防犯カメラの設置について、今のお話では、町内会・自治会が申請の窓口となっておりますので、あくまで地域の自治会や町内会を通じて、個人宅に設置のお願いがあるということかと思いますが、警察から直接の個人宅に、カメラ設置、場所の選定等を依頼することはないのでしょうか。

事務局

例えば、犯罪捜査のため、警察が直接個人宅に伺う場合はあるかもしれませんが、当課の補助事業の場合は防犯カメラになりますので、そのようなことはないと考えております。

井上（摩）委員

私は心理カウンセラーをしているので、心理カウンセリングという観点から「生活安全の対策」をみると、「心のケア」が抜けているのではないかと思います。

現在の「京都 SARA」の相談においても、子どもの頃の性暴力被害や虐待被害に対する「心のケア」がなかったために、10年、20年経っても、その被害に苦しんでいるという被害者の方が沢山いらっしゃいます。

改訂版（案）の計画、第4章「生活安全の取組方向」の被害者支援とされている「犯罪被害者等支援条例に基づく被害の回復・軽減のための支援策」において、「心のケア」にも考慮していただけないかと思います。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）の発症原因は、最新のDSM-第5版（診断マニュアル）では、死ぬほどの、重症を負うほどのストレスに晒されることによるとされ、そこに「性暴力」だけが名指しで明記されています。性暴力は「魂の殺人」と言われているように、心への暴力でもあるので、被害に遭った早期にカウンセリングを受ける、精神科医にかかるということができれば、その回復は早くなると思います。

また、私たちは内閣府の「東日本被災地女性支援」に参加し、今も福島に行っていますが、そこでも早期に「心のケア」を行うことによって、回復がスムーズに進むという経験をしましたので、被害者支援や犯罪・事故発生時の緊急体制の支援にも「心のケア」への考慮が必

要かと思えます。

生活安全の取組方向の女性の分野に、「性犯罪と性暴力」と記載いただいたことはうれしく思います。性暴力は圧倒的に男性から女性への暴力が多いのですが、なかには男性被害者もおられます。アメリカや性暴力の防止・予防の進んだ国では、幼い時期から男女の違いにも言及しながら、両性へのきちんとした性教育がなされていますが、日本は不十分です。

また、生活安全の取組方向の障害のある方の分野に関して言えば、「京都 SARA」では知的障害の方が多く被害に遭っておられるという実態も把握していますので、障害を持つ方が地域で安全に暮らしていけるような配慮も必要だと思えます。

事務局

犯罪被害者支援につきましては、今、検討しているなかで、御意見ありましたカウンセリングの充実というものが、課題であると認識しておりますし、充実に向けて取り組んでいきたいと思っております。また、女性、障害ある人への対策、女性の被害だけではなく男性も被害にあっていること、障害者の方についても、色んな障害をお持ちの方に差別的な被害が行われている実態があることを踏まえ、対策を進めていくことで必要性などは取り組んで参りたいと思えます。

成田会長

ただいまの御発言で、心のケアについては、生活安全の取組方向の女性、被害者支援、犯罪や事故発生時の緊急体制にそれぞれ関連するということですので、そういう点も配慮して計画に記載いただければと思えます。

また、性暴力被害について、割合としては、女性の被害者の割合が高いということになっていますが、男性などの被害者もいるということ、また、予防という観点で教育にも触れていただいたことについては、子ども・若者、にも関連してくると思えますし、知的障害者等の被害者や、児童虐待も含まれると思えますので、性犯罪・性暴力については、色んな分野等で関連しているので、ご配慮いただきたいと思えます。

土山委員

第4章の生活安全の取組方向について、取組例を挿入となっていますが、できるだけ具体的な事業を記載して、また担当局も記載などしていただくと、理解しやすくなると思えますし、先ほど議論にも出ていましたが、子ども・若者など複数の分野に関連する事業は、再掲という形で掲載していただくと、女性、高齢者、障害者等が別々にカテゴライズされていますので、対象になる方が見た時に、再掲のような形で横串を刺すようなイメージで掲載されていると、よく理解できると思えます。

また、第2章のなかで多くの犯罪が減少傾向にある中で、特殊詐欺被害が増加傾向にあるというのは、大変有意義な情報であると思えますので、こうした見直しの背景における、生活安全に関わる基礎データを活かして、生活安全の取組方向において、それぞれの対象別安

全施策に関わるような事業があれば、積極的に再掲という形で挿入されるのが良いと思います。

事務局

今御指摘いただいたとおり、一つの事業が一つの項目にしか当てはまらないという訳ではなく多岐に渡る事業もあります。虐待対策であれば、子どもや、障害者でも対策が考えられますので、そういった事業は、再掲という形で対応を行ってまいります。

富名腰委員

生活安全の取組方向の観光旅行者などで、気持ちよく安心して観光・滞在と掲載されていることについて、観光案内標識などの整備も大事だと思いますが、観光に来てもし何かが起こったときの連絡先というような観客のことも盛り込めればと思いました。

というのも、当センターの事案で、他府県から来て犯罪の被害にあった方から、京都市が観光を大事にしているところなので、注意喚起ということを京都市が取り組んでくれないかと相談がありました。

警察への届け出等もちろんなのですが、例えば、観光者に対する注意喚起というものを京都市で、一つの犯罪への対策ではなく、啓発という観点でできないものでしょうか。

事務局

京都市では、観光の分野は重要な施策であります。犯罪の被害に遭われた場合、犯罪被害の全てを京都市で対応することは困難ですので、まずは、警察に届けるなど相談していただくことが必要かと思います。

そして、京都市の観光部局では、外国人旅行者向けに啓発冊子を作成しており、京都市内で過ごす際に気を付けていただかなければならないことや、マナーなどを掲載しております。それを観光案内所等で置くなどの啓発を行っております。

成田会長

海外や他府県から京都に来た方がそういう場面に遭遇すると、地元で犯罪の被害があった場合よりも困難な場合が多いというお話が出たことについて、確かに、京都市は東京オリンピックの開催に向けて、観光客も歓迎しているかと思いますが、京都府警察では、外国語を使って捜査できる人材や、交番で外国語に対応できるなどの対策を進めていると伺っております。

そのため、京都市でも観光客を呼ぶのであれば、犯罪にあった場合に安心して相談ができるような場所についての情報があれば、外国の方も安心して観光できると思います。

そういった対策を、観光旅行者などの分野や犯罪や事故発生時の緊急体制の分野で掲載できればと思います。

成田会長

観光分野に関して別の委員会なり審議会や計画といったものはあるのでしょうか。

例えば観光部局の計画において、犯罪等に遭ったときの対応が掲載されており、それが生活安全基本計画と関係する事業であれば、取り入れていただければと思います。

事務局

観光に関する部分は産業観光局で所管しており、計画もありますので、連携して参りたいと思います。

成田会長

それでは、次の議題に移りたいと思います。

事務局から今後のスケジュールについて、事務局からご説明願います。

事務局

(資料3に基づき説明)

土山委員

パブリック・コメントが概要版で行われるという説明がありましたが、これまで議論してきた、本日も資料として提示された計画全体は活用しないのでしょうか。

事務局

パブリック・コメントは、第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画【改訂版】に対して行うものですので、全てが掲載された計画本冊も当然活用させていただきますが、概要版も作成することで、市民の皆様に分かりやすくお示しするなど工夫して、広く意見の募集をいただきたいと考えております。

三木委員

本日の資料では、生活安全の取組方向には、記載されていない取組例も掲載された形で実施することになるのでしょうか。

事務局

本日いただいたご意見や、本市の関係部局とも調整を行い、取組例を掲載した形で実施をさせていただきます。

成田会長

それでは議題が終了しましたので、事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

(3) 閉会挨拶

所副会長

本日は、大変貴重な、そして、率直な御意見・御議論をいただき、ありがとうございました。これまで、審議会を3回開催し、「中間見直し」について議論を行ってまいりましたが、次はいよいよ市民の皆様の御意見をうかがうことになります。

本日、御出席の委員の皆様は、地域で様々な活動に従事され、多くの仲間の輪をお持ちかと思えます。

ぜひ、その皆様のお力もお借りして、多くの市民の皆様の御意見をうかがうことができれば、と思えますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

事務局

それでは最後に京都市を代表いたしまして、寺井文化市民局長から一言御礼を申し上げます。

寺井文化市民局長

皆様ありがとうございました。

本日は、様々な御意見、活発な御議論をいただき誠にありがとうございます。

第1回審議会を9月に開催してから、本日の第3回審議会まで、短い期間ではありましたが、非常に有意義な御意見、御議論をいただいたことについて御礼申し上げます。

今後も、引き続き、ご協力賜りますようお願いいたします。

事務局

それでは、平成28年第3回京都市生活安全施策審議会を閉会いたします。